

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年12月26日（平成28年（行情）諮問第734号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第42号）

事件名：特定の感覚障害のみを呈する水俣病が存在しないとする医学的根拠資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月1日付け環企発第1608017号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

(1) 水俣病認定申請棄却処分等取消事件（特定個人A訴訟）に関する最高裁判所判決は、四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する水俣病の存在を肯定したものであり、これを環境省が否定してきたのも、処分庁が不存在として不開示とした医学的根拠資料、調査記録等が存在していたからなので、これを特定し、開示することを求める。

(2) 52年判断条件は水俣病認定申請者の人権を蹂躪したもの

水俣病対策においての国と熊本県は「委託－受託」（平成27年度（行情）答申第821号。14頁）との関係から、しかも非人道的な姿勢で環境省が臨んだものが、水俣病認定棄却処分取消等請求事件（特定個人A訴訟）に関する控訴審であった。それは、被控訴人熊本県知事（以下「被控訴人知事」という。）らが四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する者について、「水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない。」（福岡高等裁判所平成20年（行コ）第6号平成24年2月27日判決。「判決文」19頁）と主張したことにある。

だが、この主張には医学的根拠や正当性が欠けたものであったことか

ら、昭和52年7月1日付け環保業第262号環境庁企画調整局環境保健部長通知「後天性水俣病の判断条件について」（以下「52年判断条件」という。）は水俣病認定申請者の人権を蹂躪したものにほかない。

(3) 環境省に行政文書の開示請求

そこで、請求人は特定個人B氏（本件決定申請者）の命日に当たる平成28年7月1日付けで、環境省大臣官房総務課情報公開閲覧室に行政文書の開示請求を行った。

当該請求は「水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（特定個人A訴訟）に関する控訴審において、被控訴人知事らは四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する者について、「水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない」と主張した。水俣病対策において国と熊本県は「委託－受託」という関係であることから、①当該障害のみの症候を呈する水俣病が存在しないとする医学的根拠資料。②①に関しての調査記録。③①に至った経緯の記録。の開示を求める」というものである。

(4) 処分庁から「不開示決定通知書」が届く

環境大臣（処分庁）から平成28年8月1日付け環保企発第1608017号をもっての処分として、法9条2項の規定に基づき、「行政文書不開示決定通知書」が届いた。

当該通知書は不開示とした理由について、「当該行政文書に係る当該行政文書については、作成・取得しておらず、いずれも不存在のため不開示としました。」というものであった。

(5) 請求人にとって納得できない「不開示決定通知書」

特定個人A訴訟に関する最高裁判所判決（最高裁判所平成24年（行ヒ）第202号平成25年4月16日判決）は、52年判断条件に定められた症候の組合せが認められない場合について、「経験則に照らして諸般の事情と関係証拠を総合的に検討した上で、個々の具体的な判断により水俣病と認定する余地を排除するものとはいえない」（「判決文」14頁）と判示した。

そこで、請求人の意見を述べたい。

最高裁判所は、四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する水俣病の存在を肯定したものであり、これを環境省が否定してきたのも、処分庁が不存在として不開示とした本件請求①から③に関する行政文書が存在していたからなので、これを特定し、開示することを求める。

(6) 結論

よって、請求人は環境大臣に対して審査請求をすることにした。

(7) 最後に

また、最高裁判所は、環境省が主張してきた現行の認定基準とされ

る52年判断条件について、「昭和52年判断条件に定める症候の組合せが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」（「判決文」14頁）と判示した。

このことから、請求人は審査請求をすることで、当該条件の不当性を明らかにすることにしたのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、環境大臣（処分庁）に対し平成28年7月1日付けで、本件請求文書の開示請求を行い、処分庁は同月4日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成28年8月1日付けで審査請求人（開示請求者）に対し、行政文書を不開示とする旨の決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人（開示請求者）は、平成28年9月26日付けで、処分庁に対して上記第2のとおり審査請求を行い、処分庁は同月27日付けで受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

開示請求に係る当該行政文書については、作成・取得しておらず、いずれも不存在であるため不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、「水俣病認定申請棄却処分等取消事件（特定個人A）訴訟」に関する最高裁判所判決は、四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する水俣病の存在を肯定したものであり、これを環境省が否定してきたのも、処分庁が不存在として不開示とした医学的根拠資料、調査記録等が存在していたからである」との主張をするが、当該訴訟に関して環境省は被控訴人ではないため、本件開示請求に関する行政文書は環境省では作成、取得しておらず不存在である。

なお、水俣病の認定の基準である52年判断条件においては「1に掲げた症候は、それぞれ単独では一般に非特異的であると考えられるので、水俣病であることを判断するに当たっては、高度の学識と豊富な経験に基づき総合的に判断する必要がある」としており、「感覚障害のみを呈する水俣病が存在しない」とは整理していない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年2月6日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年4月19日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得しておらず、不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 審査請求人は、上記第2の2(2)のとおり、水俣病認定棄却処分取消等請求事件(特定個人A訴訟)の控訴審において、被控訴人知事らが、四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する者について、「水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない」旨主張したとしている。

(2) この点に関し、諮問庁は、上記第3の3のとおり、水俣病の認定の基準である52年判断条件においては「感覚障害のみを呈する水俣病が存在しない」とは整理していない旨主張する。そこで、諮問庁から52年判断条件の提示を受け、当審査会において確認したところ、「1に掲げた症候は、それぞれ単独では一般に非特異的であると考えられるので、水俣病であることを判断するに当たっては、高度の学識と豊富な経験に基づき総合的に判断する必要がある」旨記載されていることが認められるから、52年判断条件においては「感覚障害のみを呈する水俣病が存在しない」とは整理していないとする諮問庁の上記説明は首肯できる。

その上、当審査会において、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている、審査請求人が指摘する最高裁判所の判決内容を確認したところ、同判決においても、「昭和52年判断条件に定める症候の組合せが認められない四肢末端優位の感覚障害のみの水俣病が存在しないという科学的な実証はない」との判断が示されていることが認められた。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書は環境省では作成、取得し

ていない旨の諮問庁の説明が、特段、不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

(3) したがって、環境省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、環境省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（特定個人 A 訴訟）に関する控訴審において、被控訴人熊本県知事らは四肢末端優位の感覚障害のみを呈する者について、「水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない。」と主張した。水俣病対策において国と熊本県は「委託－受託」という関係であることから、

- ① 当該障害のみを呈する水俣病が存在しないとする医学的根拠資料。（本件対象文書①）
- ② ①に関する調査記録。（本件対象文書②）
- ③ ①に至った経緯の記録。（本件対象文書③）